

令和2年1月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和2年1月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊦欠席 ㊧遅刻 ㊨早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	㊧ 12番 梶山 達男
㊧ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 19名	在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。	
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也	
○ 百枝 純治		
○ 紙本 政信		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久		
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
9 番 崎 田 隆	10 番 吉 原 順 穂	

事務局長

皆様こんにちは。ただ今から1月の定例会を開会いたします。今年初めての会でございます。今年もよろしくお願いいたします。

さて、先般、農業委員会会長・事務局長会議が開催されたところでございます。会長からお話があると思いますので、詳細は割愛させていただきますが、農業委員会の取り組みの中で重点4項目というのがございます。農地集積、遊休農地・耕作放棄地の解消、農業者年金の加入、農業新聞の購読の4つの内、遊休農地の解消についてはまだデータの整理ができていないことと、農業者年金の加入者確保が後1名達成できておりませんが、そのほかの項目につきましては、全て計画を達成している状況です。

また、今年度実施予定のアンケート調査につきましては、現在の回収率が79%となっておりますが、データの整理に時間がかかっておりますので、委員の皆様への情報提供には、いましばらく時間がかかる見込みです。

年金につきましては、2月までが取り組みの期間でございますので、この1ヶ月の間に皆様の取り組みに期待をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、山川会長のご挨拶を受けまして、1月の総会に入りたいと思います。

会長

皆様、こんにちは。年の初めでございますので一言ご挨拶申し上げたいと思います。皆様におかれましては、ご家族揃って新年を迎えられたこと心よりお喜び申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。

私の方からは1点だけお伝えさせていただきたいと思います。農業委員会における不正が一昨年から昨年にかけて発覚し、逮捕者も出ております。全国大会の中でも、農業委員、推進委員の法令遵守の決議がなされまして、それを受けまして、各農業委員会でも法令遵守の決議をなささいということも出てきております。逮捕者が出るという事実は、どういうことが要因かと申しますと、太陽光発電施設設置のための転用について、申請が出たときに手心を加えるというものです。そういうことは、法令違反になります。昨年は会長が逮捕されるという事実もありました。それ以前は、農業委員で、また、昨年においては、農業委員、推進委員ばかりでなく佐世保の議員が島原の議員が逮捕されています。これも、太陽光関係の用地交渉の折に手心を加えたということが要因です。このように、法令違反が頻発しております。我々は先頭に立って法令遵守していかなければならない組織でございますので、今後とも、法令遵守につきましては、より一層気を配っていただきたいと思います。それから、毎月お配りしております、総会資料ですが、機密性の高い個人情報がかかりございますので、こちらの取り扱いにつきましても、十分に気を付けていただきたいと思います。

それでは、議案の審議に入っていきます。本日は、遅刻の届が出ております。12番の梶山委員、13番の田中委員の2名からでございます。推進委員の萩原委員は欠席でございます。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。9番の崎田委員、10番の吉原委員にお願いいたします。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料 1 ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。全部で 4 件でございます。

1 件目は、令和元年 10 月 3 日にあっせんの申出があった分です。資料作成までに間に合わなかったのが、記入はされておりましたが、相手方等は全部決まっております。あっせん会につきましては、今月 23 日に地区の公民館で行っております、1 回で協議が整いまして、翌 24 日に市役所のほうで調印式まで終わっております。村田委員と立山委員、ありがとうございます。

2 件目は、令和元年 10 月 10 日にあっせんの申し出があった分です。こちらにつきましては日程を調整中でございます。

3 件目は、令和元年 12 月 4 日にあっせんの申し出があった分です。こちらにつきましては、相手方を選定中でございます。

4 件目は、今回、新たにあっせんの申し出があった分です。令和 2 年 1 月 14 日の申し出で、6 筆でございます。志佐町赤木免の地目はすべて田で合計面積が 4,632 平方メートルでございます。今回、こちらの分のあっせん委員さんの選定をお願いいたします。

議 長

あっせん状況につきまして、あっせん委員さんの方からも報告をお願いいたします。1 件目の報告を村田委員からお願いいたします。

あっせん委員

推進委員の村田です。先ほど事務局より報告がありましたとおりで、今月の 23 日にあっせん会を開き、申出人の仕事の都合で、翌 4 日に調印式を終わらせました。以上です。

議 長

ありがとうございます。村田委員、立山委員、お疲れさまでした。それでは 2 件目についてお願いします。

あっせん委員

推進委員の百枝です。本件につきましては、1 月中にあっせん会を開催したかったのですが、どうしても日程の調整がうまくいかず、2 月の初旬を目途に再度日程調整をいたします。

議 長

ありがとうございました。お世話かけますが、よろしく申し上げます。それでは、3 件目をお願いします。

あっせん委員

推進委員の松瀬です。1 月 7 日から 8 日にかけて申出人と打ち合わせを行いました。3~4 名に声をかけてみましたが、日当たりが悪くイノシシの罾も置いてあり、農地としてはあまり良いところではありません。買い手が見つかりそうもないところでしたので、後で事務局と協議をしようと思っております。

議 長

ありがとうございました。あっせんに上がっているということは、農振

地ではあるんでしょうね。大変でしょうけど、地域の方と状況を見ながら進めていただこうと思います。また、どうしても時は、取り下げも考えていただくことになるかも知れませんね。お世話かけますが、よろしくお願ひいたします。

次の件は、新しくあっせんの申し込みがあったものでございます。あっせん委員を決めたいと思います。地元の委員は、今日は欠席ですが萩原委員でございます。あと、鈴立委員にもお願ひしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員            はい。

議 長            それでは、お世話かけますが、よろしくお願ひいたします。

事務局            続きまして、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）でございます。

1 件目でございます。生前贈与による解約でございます。2 ページをご覧ください。2 件目から 6 件目まではいずれも貸人が同じで、この 5 件につきましてはすべて令和元年 6 月 20 日から令和 6 年 6 月 19 日までの賃貸借となっております。7 件目は、平成 29 年 6 月 20 日から令和 2 年 6 月 20 日までの 3 年間の賃貸借となっております。こちらの 2 ページに記載している分は、志佐川土地改良区の 3～6 工区分になりまして、農地中間管理機構への貸し出しに伴う解約でございます。

続きまして、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出（相続）についてでございます。被相続人が平成 17 年 2 月に死亡されており、その妻も平成 29 年 10 月に亡くなられておりますので、今回、相続人から令和 2 年 1 月 10 日に登記が完了したとの届けが出されたものです。

次に、2 アール未満農業用施設整備届の受理報告でございます。記載の届出人から、調川町下免の畑で 514 平方メートルのうち 138 平方メートルを利用して農業用倉庫を建てるとの報告が出ております。届出年月日、受理年月日ともに令和 2 年 1 月 6 日でございます。現地調査を令和 2 年 1 月 20 日に行っております。

続きまして、申請事件の処理状況について、読み上げさせていただきます。

（申請事件の処理状況以下、表の読み上げ）

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

令和元年12月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人氏名	一般個人住宅	410 m <sup>2</sup>	R1.12.27取下げ
	貸人氏名	借人氏名	発電用施設用地	1,843 m <sup>2</sup>	R2.1.15 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	駐車場用地	39 m <sup>2</sup>	R2.1.15 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	駐車場用地	124 m <sup>2</sup>	R2.1.15 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	駐車場用地	83 m <sup>2</sup>	R2.1.15 許可

< 提案事件の集計表 >

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	親子間による生前贈与	1	19,459 m <sup>2</sup>	7,556 m <sup>2</sup>	27,015 m <sup>2</sup>

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第4条	一般個人住宅	1		178 m <sup>2</sup>	178 m <sup>2</sup>

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	一般個人住宅	2		1,349 m <sup>2</sup>	1,349 m <sup>2</sup>

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		10	45,893.00 m <sup>2</sup>		45,893.00 m <sup>2</sup>
賃借権		7	28,244.00 m <sup>2</sup>		28,244.00 m <sup>2</sup>
使用貸借		3	17,649.00 m <sup>2</sup>		17,649.00 m <sup>2</sup>
計		10	45,893.00 m <sup>2</sup>		45,893.00 m <sup>2</sup>

意見書関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について		9	42,313 m <sup>2</sup>		42,313 m <sup>2</sup>

議長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

よろしいですね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

4ページをお開き下さい。事件番号1番についてご説明いたします。申請事由は、譲渡人から譲受人への親から子への生前贈与を行うものであります。贈与する農地は、志佐町長野免、地目：田18筆19,459㎡、畑8筆7,556㎡、合計26筆の27,015㎡であります。合意解約の報告事項でありました農地の中に、平成22年1月時の親子間貸し借り開始時には含まれておりましたが、平成29年5月17日付けの国土調査による成果にて田から原野に変わっているものがありますので、その分1筆を除いた農地を親から子へ名義替えを行うものです。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が27,015㎡、農従者は2名、譲受人の農業従事日数は年間120日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんの意見をお伺いしたいと思います。松永委員にお願いします。

15番 15番 松永です。事務局の説明のとおりでございます。譲受人は、譲渡人の長男であられまして、軽運送業務と水稻の作付けをされております。地域でもリーダー的な存在で、特に問題はないと思います。

よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員にお聞きしましたところ、所有権移転については問題ないというご意見でございます。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようでございますので、議案第1号は、許可することに異議はございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は申請どおり許可することといたします。

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

5 ページをお開き下さい。事件番号 1 番についてご説明いたします。現地の位置図を議案の 44 ページ及び 45 ページに添付しております。字図は 46 ページに、配置図は議案の 47 ページに添付しております。申請地は、昭和 55 年当時に台帳上農地であることを知らずに一般個人住宅を建築されておりました。この度、県より違反転用に係る追認許可相当の回答がきておりました、それを受けての転用申請であります。申請人は記載のとおりです。転用の目的は、一般個人住宅です。今回の申請内容といたしましては、昭和 29 年 10 月、当時の所有者から申請人の姉の夫が宅地として取得。住宅の所有は、旧北松浦郡鷹島村です。その後、建物は解体されておりました。(昭和 38 年月日不詳) 昭和 38 年に国土調査が入り、昭和 49 年の国土調査の成果において、宅地から畑として地目が変わっております。昭和 39 年、申請人の姉の夫が死亡し申請人の姉が相続、昭和 55 年 12 月申請人の姉が住宅を建築。隣地の物置も平成 5 年に建築されております。申請人の姉は平成 11 年 6 月 20 日死亡し、妹である申請人が相続されております。当該地は、20 年以上引き続き非農地であり、現在も宅地として管理されている状況であります。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。排水計画でございますが、雨水排水は自然流下であります。汚水は、くみ取り式で、生活雑排水は、既存の水路に放流するようになっております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

ご審議方よろしく願います。

議長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さん並びに現地に行かれた担当委員さんの意見をお伺いしたいと思います。まず、瀬川委員に願います。

18 番 18 番 瀬川です。事務局から詳しく説明されたことに相違ございません。私が、昭和 47 年の国土調査の時に、中通地区の担当をしておりました。国土調査で回った時には解体されていた材木がかなりありましたが、少し開墾された状況でした。国土調査が現況主義なもので畑として登録しないといけないということになり、49 年だったと思いますが、地目変更の登記をいたしました。そのような経過でしたが、申請人はお姉さんが宅地として購入されていた関係で、居宅を建設されたものと思っております。ここが宅地になっても周囲に及ぼす影響はないと思っております。

よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。今、状況についてお話をいただきましたが、次に現地調査に行かれた委員さんからもお願いします。

5番 5番 武部です。令和2年1月20日午後より松尾委員とともに農業委員会事務局と同行し、現地調査を実施しました。

議案第2号は、鷹島町中通免に存在しています。当地は、過去に地目が畑のところを、違反転用により昭和55年に全所有者である申請人の母によって住居が建てられ40年になるようです。本件の土地及び建物は平成11年に相続により娘さんが現所有者になっておられます。当地には昭和38年頃まで学校関係の建物が立っていましたが解体され、空地になっていましたので昭和55年の建物建築まで家庭菜園として利用されたものと思います。そういう状況の中、昭和48年度に国土調査が実施された際、現況が畑になっていたため、現況どおりに登録されたものと思います。調査した結果、以上のような状況になっており、地権者の認識不足もあり故意の違反ではないと思います。従いまして、本件の農地法第4条の許可申請は特に問題はないと思います。

よろしくご審議方お願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員、並びに現地調査に行かれた委員からも、詳しく状況を説明いただき、問題ないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして何かご意見ご質問等はございませんでしょうか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、農業委員会としては許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。6ページをお開き下さい。

事件番号1番からご説明いたします。現地の位置図を議案の44ページ及び48ページに添付しております。字図は49ページに、配置図は議案の50ページに添付しております。借人、貸人は記載のとおりです。転用の目的は、借り人ご夫婦は最近結婚されていて、結婚を機に奥様は松浦に来ら

れ、新年度からは長崎県内の学校で教員として働かれる話となっており、今回、貸人で父親から使用貸借を受けて一般個人住宅1棟を建築するものであります。農地区分は、申請地が10ha未滿の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地地区となります。排水計画ですが、雨水排水は、自然流下であり、汚水及び生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理し、南西側の既存側溝（素掘側溝）へ放流する計画です。流末に係る所有者からの同意も添付されております。当該地周辺は地滑り地区であることもあり、基本的に盛土切土はなく現状のまま利用する計画であります。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号2番について、ご説明いたします。当該案件は、先月12月25日の総会の折、御厨町北平免の1筆のみの申請でしたが、隣地について、袋地で今後将来的に進入路の確保のこともあり保留、継続審議となっております。そして、12月27日取下げがありました。今回は、その2筆まとめた申請であります。現地の位置図を議案の44ページ及び51ページに、字図は52ページに、配置図は53ページに、概略測量求積図を54ページに添付しております。

申請地は、御厨町北平免、地目：畑の2筆で合計面積835平方メートルです。概略実測では、675平方メートルです。法面部分が58平方メートル、取付道・転回広場で82平方メートルが差引されますので、有効利用面積としては、535平方メートルです。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用の目的は、現在譲受人が団地住まいであり、父である譲渡人から贈与を受けて一般個人住宅1棟を建築するものであります。農地区分は、申請地が10ha未滿の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地地区となります。排水計画について、雨水排水は、自然流下であります。また、汚水及び生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理し、西側の市道側溝へ放流する計画です。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。300㎡を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。

以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

今回5条2件のご審議方よろしくお願いたします。

議 長

議案の説明が終わりましたので、まず、地元委員さん並びに現地確認に行かれた委員さんのご意見をお聞きしたいと思います。事件番号1番をお願いします。

推進委員

推進委員の村田です。事務局の説明のとおりです。譲受人、譲渡人は親子関係にあり、建物を建てるのにも現状の地形のままでの利用ということでした。周りに対する用排水も変わることなく、家庭排水につきましては、現在親御さんが利用されている排水路を使われ、流末に関しても地権者からの同意を得ておられますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願

いたします。

議長 ありがとうございます。事件番号2についても地元委員さんからご意見をお聞きしたいと思います。

推進委員 推進委員の松田です。周囲に及ぼす影響等につきましては、前回皆様にご協議いただいております。袋地の問題がありましたもので、保留ということになりましたが、今回はこのような形になっております。推進委員としましては、周囲の農地に及ぼす影響がなければ、先ほど事務局のほうで説明がありました内容ですので、問題ないと思います。どうぞよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。それでは、確認に行かれた委員さんからもお願いいたします。

5番 5番 農業委員の武部です。本件の申請は、親子間で使用貸借により子供夫婦の住まいのための住宅建設計画で当地は第二種農地地区であり、市道に接しています。当地区の西側一帯の斜面は、地滑り地区となっており、造成工事及び雑排水等について、制限等があり行政指導があつていゝものと思われまゝ。本件は行政指導により、造成工事を行わず現状のまま利用される計画で、汚水及び生活雑排水については、昔からの排水と合わせて利用される計画であり問題はないと思ひますが、多少の問題が考えられるため、下部の地権者一部の同意書を受理されております。以上のような状況でございます。

続きまして、事件番号2の御厨町北平免の申請は、昨年12月の申請議案で形状三角地のみで問題があつたため、保留の案件でありましたが、再度見直され奥地の三角地を含み四角形の土地として再度申請がありました。この農地法第5条の申請は親子間の贈与による子供の住宅であります。本件土地への市道は接してあり、土地造成はなく現状のまま利用し、排水関係は市道側溝に放流するということで、特に問題はありません。また、周辺部の現状と字図の相違処理については近く国土調査が行われると思ひますのでその時の処理が最良と思ひます。以上のような状況であり問題はないと思ひます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員、並びに現地調査に行かれた委員からも、転用については問題ないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思ひます。この案件につきまして何かご意見ご質問等はございませんでしょうか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、農業委員会としては許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 7ページをご覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年1月28日としております。8ページに農用地利用集積総括表を添付しております。9ページに賃貸借権再設定分と使用貸借新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。これは、皆さん方から掘り起こしで出していただいたものでございます。担当地区の所をお目通しいただきたいと思っております。

計画どおり決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって議案第4号は計画どおり決定することし、公告予定を、令和2年1月28日といたします。

次に、議案第5号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局 議案第5号 農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。

15ページは、AtoAで公社がA氏に貸付ける分で、19ページにA氏の経営状況を記載しております。

20ページは、公社がA氏から借受けた分B氏に貸付ける分になります。

22ページは、AtoAで公社がC氏に貸付ける分で、23ページにC氏の経営状況を記載しております。

24ページは、公社がD氏から借受けた分をE氏に貸付ける分になります。

26ページ以降は、全て公社がF氏から借受けた分でございます。26ページは、G氏に貸付ける分、28ページは、H氏に貸付ける分、30ページは、I氏に貸付ける分、32ページは、J氏に貸付ける分、34ページは、K氏に

貸付ける分になります。

以上9件は、賃貸借、使用貸借それぞれございますが、令和2年3月10日からの10年間の契約となっております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 議案の説明が終わりました。何か皆様方からの質疑等はございませんか。

( 意見等なし )

意見も無いようでございますので、計画案のとおりで問題ないということではよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、問題ないという意見書を提出するものといたします。

次に、議案第6号 松浦市農地賃借料情報の公表についてを議題といたします。

事務局 議案第6号 松浦市農地賃借料情報の公表について、ご説明いたします。議案の36ページをご覧ください。「平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。」ということで、農地法第52条(平成28年4月1日施行)に基づき、次のとおり公表することとしております。

資料37ページと38ページに実際に公表する内容を載せておりますが、これは、平成31年1月から令和元年12月までに実際に締結された賃貸借契約を集計したものです。

項目としては、それぞれ田畑、用途ごとに、地区別に分類して平均額と最高、最低額を算出しております。なお、集計する際には、明らかに特別な事情により取引されたと思われるものについては、除いております。

資料39ページと40ページには、参考として平成27年度から昨年度までの賃借料の推移を載せております。

37ページを読み上げさせていただきます。

《1 田(水稻)の部より読み上げ》

田（水稻）の部

(1) 田(台帳)→田(現況)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧 松 浦 地 区	9,900	15,100	7,400	242	
福 島 地 区	17,000	19,200	13,200	3	
鷹 島 地 区	11,300	16,000	8,400	33	
( 参 考 ) 松 浦 市 平 均	10,200	15,300	7,600	265	

(2) 田(台帳)→畑(現況)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧 松 浦 地 区	8,200	10,500	6,000	2	
福 島 地 区				0	
鷹 島 地 区				0	
( 参 考 ) 松 浦 市 平 均	15,900	20,000	6,300	2	

(3) 田(台帳)→飼料(現況)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧 松 浦 地 区	9,200	10,000	7,900	12	
福 島 地 区	800	900	800	5	
鷹 島 地 区	4,500	6,000	3,200	5	
( 参 考 ) 松 浦 市 平 均	7,300	9,700	5,000	12	

2 畑（普通畑）の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧 松 浦 地 区	8,700	11,400	6,000	22	
福 島 地 区				0	
鷹 島 地 区	13,400	15,900	8,500	24	
( 参 考 ) 松 浦 市 平 均	10,700	15,700	7,300	39	

### 3 牧草畑（資料含む）の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧 松 浦 地 区	4,600	5,500	3,500	22	
福 島 地 区				0	
鷹 島 地 区	4,500	5,700	3,400	10	
( 参 考 ) 松 浦 市 平 均	4,200	5,700	3,400	32	

データ数は、集計に用いた筆数です。明らかに特別の事情で取引されたものと推測されるデータを除いております。算出方法を書いておりますが、全賃借データの平均した賃借料の1.7倍を超える賃借料のものと、0.7倍未満のものを除いております。例としましては、平均額が1万円の時、1万7千円を超えるものについて除いております。下限についてはその逆で、1万円から7千円を引いた3千円未満のものは除いております。

それから、賃借料を物納支給、水稻の場合玄米になると思いますが、その場合は、60kg当り、平成31年度産の一等米と二等米の平均で1万3千円として換算しております。

次に、金額は算出結果の10の位を四捨五入して100円単位としております。議案の15ページと16ページには過去5年間の賃借料の推移を記載しております。この内容で公表してよいか、ご審議方よろしくお願ひいたします。

追加で説明させていただきます。(3) 福島地区の平均額800円、最高額900円 最低額800円となっており、極端に低い金額ですが、こちらは、おひとかたしかおられず、このような数字で上がってきております。年度によって若干変わりますが、上30パーセント、下30パーセントの分を除く人が少なかったら数が拾えずこのような数字になってきます。

議 長 賃借料情報につきましては、公表するようになっております。このような形で公表してよろしいでしょうか。

推進委員 推進委員の百枝です。掘り起こしをして契約というふうになっていきますが、4月からこれを参考にさせてもらってよろしいでしょうか。

事務局 これは、あくまでも平成31年1月から令和元年12月までの平均値ととらえていただきたいと思います。これを参考にされますと、偏った数値になってしまいます。従いまして、従来どおり近隣の状況に応じた額でお願いしたいと思います。

議長            こちらは、あくまでもその年の平均値ということですので、金額を決められる際には周りの状況を見てからということをお願いします。公表に当たりましては決められた算式を用いていますので、こういう形になりますが、実際に皆様方が掘り起こしを行われる際には、近隣の状況を見て金額を決めていただければと思います。

ほかに何かご意見はございませんか。

( 意見等なし )

ご意見も無いようですので、こういう形で公表することとしてよろしいでしょうか。

委員            異議なし。

議長            それでは、松浦市賃借料情報として公表することといたします。  
次に、議案第 7 号 松浦市農業委員会規則の一部を改正する規則 (案) を議題といたします。

事務局            総会資料 41 ページをご覧ください。議案第 7 号 松浦市農業委員会規則の一部を改正する規則 (案) でございます。

松浦市農業委員会規則 (平成 18 年の行委員会規則第 1 号) の一部を改正する、第 12 条第 8 号中「臨時雇」を「会計年度任用職員」に改める、この規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。改正理由としましては、臨時職員、非常勤職員の適正な任用・勤務条件の改善を目的としまして、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、4 月 1 日から施行されます。それに合わせまして、今、バラバラになっている名称、「臨時職員」「非常勤職員」が「会計年度任用職員」に一本化されます。本日、別にお配りしております松浦市農業委員会規則の抜粋 12 条の局長の専決事項が第 10 号までございます。その中の第 8 号が臨時雇の任免に関することとなっていましたところを、会計年度任用職員の任免に関することに改めまして、4 月 1 日から施行するものでございます。以上でございます。

議長            議案の説明が終わりました。ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

意見も無いようでございますので、原案どおり改めることとしてよろしいでしょうか。

委員            はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は規則（案）のとおり令和2年4月1日から施行することといたします。

次に、議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを議題といたします。当初お話ししましたように、なぜこのような申し合わせをしなければならなくなったかということでございますが、先日行われました、全国農業委員会会長大会でこういう申し合わせ決議を行おうということになったものです。その背景としましては、農業委員あるいは農業委員会会長が、農地転用について本来であれば公正な事務の執行を行わなければならないところ、会長自らが手心を加えて逮捕されるということや、農業委員が関わって不正なことを行ったというようなことが、昨年、一昨年と続いて起こっております。そういうことが起きておりますので、農業委員会として法令遵守の決議をしようということになったわけでございます。決議案の中で出てくるものとして、個人情報保護を徹底するというものがあります。農業委員、推進委員は職務上知りえた情報について、職を退いた後も漏らしてはいけないとあります。それから、農業委員会法31条「自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」、33条「会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」ということでございますけれども、我々は、特別公務員でありますので、こういった法令を守ってお互い倫理観を持って法令順守を徹底し職務を遂行しなければなりません。それでは、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を読み上げて決議をしたいと思います。

事務局 < 議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）読み上げ >

議長 今、事務局のほうで読み上げたとおり決議をしたいと思いますがいかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、全員の同意を得たということで、申し合わせ事項をここで決議します。今後については、法令順守を徹底するため1年に一回こういう申し合わせ決議を行いなさいということと、研修会を開催しなさいということになっております。今後、どこかの機会を捉えて法令遵守の研修会を行っていきたいと思っております。  
以上で付議事項が全て終わりました。

次回開催予定を2月26日 水曜日 13時30分 市民ホールで予定をしております。以上を持ちまして1月の農業委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございます。お疲れさまで

した。

<閉会の時刻>

16 時 05 分